

東京大学体育施設管理及び使用に関する内規

令和4年4月28日
学生支援担当理事裁定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学体育施設管理及び使用規程第3条の規定に基づき、同規則別表に掲げる体育施設の使用について、必要な事項を定める。

(使用者の範囲)

第2条 体育施設を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生、研究生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生及び特別研究学生（以下「学生等」という。）、
- (2) 東京大学教育学部附属中等教育学校生徒
- (3) 役員及び教職員その他本学に在籍する者（以下「教職員等」という。）、
- (4) 本学の卒業生及び退職者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、管理運営責任者が適当と認めた者

(使用の手続)

第3条 体育施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用許可申込書を体育施設管理運営責任者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 使用許可申込書には下記の事項を記載するものとする。

- (1) 使用者及び代表者の氏名・職業・住所
- (2) 使用しようとする体育施設
- (3) 使用の日時
- (4) 使用の目的・事由
- (5) その他所要の事項

(卒業生等の使用)

第4条 体育施設は、第2条第1号から第3号までに掲げる者の使用を妨げない限度において、卒業生その他の学外者に使用させることができる。

(使用料等)

第5条 卒業生その他の学外者が、前条の規定により、体育施設管理運営責任者の許可を受け、体育施設を使用しようとするときは、別表1及び別表2に定める使用料並びに別表3に定める運営費を指定する日までに納付しなければならない。

- 2 前項により納めた使用料及び運営費は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを返還しない。
- (1) 荒天等により施設を使用できなくなったとき。
 - (2) 本学の管理上の事由により施設を使用できなくなったとき。
 - (3) その他体育施設管理運営責任者が特に必要と認めるとき。
- 3 使用の許可を受けた者が、その者の都合により、施設の使用日前14日以内に使用を取り消す場合には、第1項の規定により納付した場合を除き、使用料及び運営費の全部に相当する額の取消料を納付しなければならない。

(使用方法)

第6条 使用者は、この内規及び別に定める使用細則に従い、体育施設を使用しなければならない。

(使用者の施設保全の義務)

第7条 使用者が、施設又は器具を破損若しくは紛失した場合には、使用者の負担により、これを弁償しなければならない。

(使用許可の取消)

第8条 管理運営責任者は、使用者が次の各号に掲げる行為を行った場合、その使用許可を取消することができる。

- (1) 使用申込みに記載された事項が事実と反するとき
- (2) 喧騒その他著しく他の使用者の迷惑となる行為をしたとき
- (3) その他、体育施設設置目的に反する行為をしたとき

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、体育施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

別表 1

施設名		使用料（単位：円）			
		1日	半日	2時間以内	
（本郷）					
御殿下グラウンド		（全面）	54,080	27,090	13,600
		（半面）	27,040	13,540	6,800
御殿下記念館	ジムナジウム	（全面）	34,090	17,100	8,550
		（半面）	17,050	8,550	4,270
	プール	（全面）	17,920	8,960	4,530
		1コース 当たり	2,990	1,550	820
	トレーニング室		14,730	7,420	3,710
	スタジオ	第一及び 第二	6,280	3,190	1,650
		第一又は 第二	3,190	1,650	820
運動場（弥生地区）		（全面）	54,080	27,090	13,600
		（半面）	27,040	13,540	6,800
野球場（弥生地区）		57,270	28,630	14,320	
テニスコート（弥生地区）1面		3,710	1,850	930	
七徳堂（柔剣道場）		3,400	1,750	930	
育徳堂（弓術場）		4,220	2,160	1,130	
第二食堂地下プール		6,080	3,090	1,550	
（検見川）					
検見川総合運動場	ラグビー場		5,770	2,880	1,440
	ホッケー場		2,990	1,550	820
	アメリカンフットボール場		2,990	1,550	820
	サッカー場		4,020	2,060	1,030
	テニスコート1面		720	410	210
	バレーコート1面		410	210	100
	陸上競技場		4,940	2,470	1,240
	野球場		2,470	1,240	620
	クロスカントリー		2,470	1,240	620
	体育館		2,990	1,550	820

(山中寮)			
総合グラウンド	5,770	2,880	1,440

別表 2

施設名	使用料 (単位 : 円)	
	宿泊	日帰
戸田橋艇庫	100	50

別表 3

施設名	運営費 (単位 : 円)		
	1 日	半日	2 時間以内
第二食堂地下プール	25,920	12,960	6,480